

改正

平成23年 3月31日告示第53号
平成25年 3月29日告示第46号
平成26年 3月31日告示第59号
平成26年 6月20日告示第116号
平成28年 3月31日告示第73号
平成29年 3月22日告示第32号
令和 2年 3月19日告示第36号
令和 4年 3月11日告示第32号

浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活を営むのに支障がある障害者及び障害児の日常生活上の便宜を図るための用具の給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項の障害者（難病患者等を除く。）をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項の障害児（難病患者等を除く。）をいう。
- (3) 難病患者等 法第4条第1項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
- (4) 日常生活用具 障害者、障害児又は難病患者等（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための支援用具及び補助用具をいう。
- (5) 住宅改修 居宅生活動作補助用具の取付けに係る住宅改修工事をいう。

(給付対象者)

第3条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、障害者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、在宅生活をする者（法第19条第3項の特定施設に入所している者であって、同項の規定により浜田市が介護給付費等の支給決定を行うこととなるものを含む。）であること。
- (2) 障害者等の障害の程度が、別表に掲げる種目に応じ、同表の障害及び程度等の要件に該当すること。
- (3) 日常生活を営むのに支障があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、給付の対象としない。

- (1) 次に掲げる障害者等の区分に応じ、それぞれに定める者（当該障害者等と同じ世帯に属する者に限る。）のいずれかの者の所得（日常生活用具の給付の申請のあった

月の属する年度（申請のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得をいう。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2項に定める基準以上であるとき。

ア 障害者 障害者及びその配偶者

イ 障害児 障害児の保護者

ウ 難病患者等

（ア） その者が18歳以上の場合 難病患者等及びその配偶者

（イ） その者が18歳未満の場合 難病患者等の保護者

（2） 給付対象者が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により同種の給付を受けることができるとき。

（日常生活用具の種目等）

第4条 給付の対象となる日常生活用具の種目及び耐用年数は、別表に掲げるとおりとする。

（給付額等）

第5条 日常生活用具の給付に係る給付額は、日常生活用具に要する費用（当該額が別表の基準単価を超えるときは、基準単価。以下同じ。）の10分の9に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、日常生活用具に要する費用の全額を給付する。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

（2） 第3条第2項第1号に定める者がいずれも市町村民税（日常生活用具の給付の申請のあった月の属する年度（申請のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税をいう。）が非課税である者

（給付申請）

第6条 日常生活用具の給付を受けようとする者（その者が障害児又は18歳未満の難病患者等である場合にあつては、その保護者。以下「申請者」という。）は、日常生活用具（支援用具）給付申請書又は日常生活用具（住宅改修）給付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、給付を受けようとする日常生活用具の使用に関する医師の意見書を提出しなければならない。

（1） 障害の程度を証する書類

（2） 特殊疾病にり患していることを証する書類（難病患者等である場合に限る。）

（3） 給付を受けようとする日常生活用具の概要及び価格が分かる書類

（4） 工事予定箇所の写真及び工事図面（住宅改修の場合に限る。）

（5） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は審査に必要とする情報を公簿等により確認することができるときは、申請者に書類の添付を省略させることができる。

3 既にこの告示による日常生活用具の給付を受けている日常生活用具と同一の日常生活用具の再給付に係る申請については、日常生活用具の給付を受けた日から別表の耐用年数に掲げる期間を経過するまでの間は、当該申請をすることができない。ただし、当該期間を経過するまでの間において、第12条第2項に掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

4 住宅改修に係る申請は、給付対象者1人当たり1回を限りすることができる。ただし、

転居又は障害程度等の変化があった場合で、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(給付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、給付の可否を決定し、日常生活用具給付決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、申請者に日常生活用具給付券を交付するとともに、速やかに日常生活用具給付委託通知書により日常生活用具納入事業者(以下「納入事業者」という。)に通知し、日常生活用具の給付を行うものとする。

(日常生活用具の給付)

第8条 前条の規定により日常生活用具の給付の決定を受けた者は、納入事業者に給付券を提示して、日常生活用具の給付を受けるものとする。

(自己負担額)

第9条 日常生活用具の給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、日常生活用具の引渡しに際し、日常生活用具に要する費用から第5条の規定による給付額を控除した額(以下「自己負担額」という。)を納入事業者に支払わなければならない。

(給付完了の報告)

第10条 受給者は、第8条の規定により日常生活用具の給付を受けたときは、給付券に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(費用の請求)

第11条 納入事業者は、日常生活用具の給付に必要な費用から自己負担金を控除した額を市長に請求するものとする。

(再給付の基準)

第12条 給付した日常生活用具は、耐用年数を経過した日後において、当該日常生活用具の使用状況等を考慮し、市長が新たに給付することが適当と認めるときは、再給付をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、給付した日常生活用具が次の各号のいずれかに該当するときは、再給付をすることができる。ただし、受給者が善良なる管理者の注意を怠り、又は故意に日常生活用具を破損等をしたときは、この限りでない。

(1) 日常生活用具が故障し、修理することが困難なとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

(用具の管理等)

第13条 受給者は、給付された日常生活用具を適正に維持管理するとともに、当該日常生活用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(返還)

第14条 市長は、受給者が偽りその他不正な行為によって日常生活用具の給付を受けたとき、又は前条の規定に違反したときは、当該日常生活用具を返還させ、又は当該給付額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第15条 市長は、日常生活用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第53号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第46号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成25年3月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示（附則第2項の改正規定を除く。）による改正後の浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日以後の申請に係る日常生活用具の給付について適用し、同日前の申請に係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日告示第59号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日告示第116号）

この告示は、平成26年6月20日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第73号）

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第32号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る日常生活用具の給付について適用し、同日前の申請に係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月19日告示第36号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年3月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る日常生活用具の給付について適用し、同日前の申請に係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月11日告示第32号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る日常生活用具の給付について適用し、同日前の申請に係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用
----	---------	------	----

				年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台（ベッド）	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（18歳以上） 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	154,000円	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級の者で常時介護を要するもの（18歳以上） 療育手帳A及び下肢又は体幹機能障害２級以上の者（３歳～17歳） 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	19,600円	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級の者で常時介護を要するもの（学齢児以上） 難病患者等で自力で排尿できないもの	67,000円	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で入浴介助が必要なもの（３歳以上）	82,400円	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で下着の交換等に介助を要するもの（学齢児以上） 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	15,000円	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（３歳以上） 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	159,000円	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（３歳～17歳）	33,100円	5
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（学齢児～17歳） 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	159,200円	8
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害の者で入浴介助を必要とするもの（学齢児以上） 難病患者等で入浴に介助を要するもの	90,000円	8
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（学齢児以上） 難病患者等で常時介護を要するもの	4,450円	8
	頭部保護帽	療育手帳Aの者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	12,160円	3
	歩行補助杖 （１本杖のみ）	下肢又は体幹機能障害の者	木材2,266円 金属3,090円	3
	移動・移乗支援用具 （手すり、スロープ等で、住宅改修を伴わない）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で、家庭内の移動等に介助を必要とするもの（３歳以上）	60,000円	8

	いものに限る。)	難病患者等で下肢が不自由なもの		
	特殊便器	上肢障害２級以上の者（学齡児以上） 療育手帳Ａの者で排便後の処理が困難なもの（学齡児以上） 難病患者等で上肢機能に障害のあるもの	151,200円	8
	火災報知器 （障害に応じた特殊なものが必要な場合に限る。）	療育手帳Ａ及び身体障害等級２級以上の者で、火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	15,500円	8
	自動消火器	療育手帳Ａ及び身体障害等級２級以上の者又は難病患者等で、火災発生の感知・避難が困難な障害者又は難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	28,700円	8
	電磁調理器	療育手帳Ａ及び視覚障害２級以上の者で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの（18歳以上）	41,000円	6
	歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚障害２級以上の者（学齡児以上）	7,000円	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者２級の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	87,400円	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上の者で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）を行うもの	51,500円	5
	ネブライザー	呼吸機能障害３級以上の者又は同程度の障害を有する者 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの	36,000円	5
	電気式たん吸引器		56,400円	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を受けている者（18歳以上）	17,000円	10
	視覚障害者用体温計 （音声式）	視覚障害２級以上の者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの（学齡児以上）	9,000円	5
	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの（18歳以上）	18,000円	5
	動脈血中酸素飽和度測定器	難病患者等で人口呼吸器の装着が必要なもの	157,500円	—
	視覚障害者用血圧計	視覚障害２級以上の者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの（18歳以上）	15,000円	5
情報・意	携帯用会話補助装置	音声機能障害者又は肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有するもの（学齡児以上）	98,800円	5

思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級の者	383,500円	6
	点字器	視覚障害 2 級以上の者	標準型 10,400円	7
			携帯型 7,200円	5
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の者で本人が就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	63,100円	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の者（学齢児以上）	89,800円	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上の者（学齢児以上）	115,000円	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能となるもの（学齢児以上）	198,000円	8
	視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の者（18歳以上）	13,300円	10
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害 2 級以上の者（18歳以上）	29,000円	6
	点字図書	視覚障害者又は視覚障害児で情報の入手を主に点字により行っているもの	一般図書価格との差額	—
	聴覚障害者用通信装置（FAX）	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（学齢児以上）	71,000円	5
	聴覚障害者用情報受信装置（文字放送）	聴覚障害者のうち必要と認められるもの	88,900円	6
	人工喉頭	音声・言語機能障害者で、喉頭摘出により発声することができないもの	笛式 5,000円	4
			電動式 70,100円	5
情報支援用具パソコン使用補助周辺機器・ソフト等（障害者向けのものに限る。）	上肢若しくは視覚障害 2 級以上の者であって、必要と認められるもの	100,000円	4	
人工内耳用体外装置（買い替えのみ対象）	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で医療保険の適用となる体外装置を装用後 5 年を経過しているもの	200,000円	5	
人工内耳空気亜鉛電池	人工内耳用体外装置を装用後 1 年を経過している者 直近の給付を受けた日から 1 年を経過している者	20,000円	—	
人工内耳充電式電池	人工内耳用体外器を装用後 1 年を経過している者	10,000円	—	

		直近の給付を受けた日から1年を経過している者		
	人工内耳充電器	人工内耳用体外装置を装用後3年を経過している者 直近の給付を受けた日から3年を経過している者	25,000円	3
	人工内耳用イヤーマールド	人工内耳を装用している者でイヤーマールドの使用が必要と認められる者	9,432円	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具 (蓄便袋) 洗腸用具	直腸機能障害によるストマ造設者	1月当たり 8,858円	—
	ストマ用装具 (蓄尿袋) 洗腸用具	膀胱機能障害によるストマ造設者	1月当たり 11,639円	—
	紙オムツ等	高度の排便機能障害若しくは排尿機能障害がある者又は脳原性運動機能障害があり、かつ、意思表示が困難である者(3歳以上)	1月当たり 12,360円	—
	収尿器	脊椎損傷等により常時介護が必要な者	男性7,931円 女性8,755円	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者(特殊便器への取替えは上肢障害2級以上の者) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	200,000円	—

備考

- 1 人工内耳空気亜鉛電池、人工内耳充電式電池及び人工内耳充電器は、重複して給付しないものとする。
- 2 ストマ用装具、洗腸用具及び紙オムツ等の給付券については、申請1回につき6か月分までを給付することができるものとする。
- 3 点字図書(雑誌等を除く。)の給付は、1人当たり1年度につき6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。